愛南町国民健康保険条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町国民健康保険条例の一部を改正する条例

愛南町国民健康保険条例(平成 16 年愛南町条例第 132 号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「、 又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに 応じない場合」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の目前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関 係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定に よりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年9月6日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

被保険者証の廃止に伴う国民健康保険法の一部改正により、罰則規定の改正が必要となったため。

愛南町国民健康保険条例 新旧対照表

2 - 7 7 7 7 - 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	74 M Z
現	改 正 案
第1条~第13条 略	第1条~第13条 略
第14条 町は、世帯主が法第9条第1項若し	第14条 町は、世帯主が法第9条第1項若し
くは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若し</u>	くは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は</u>
くは虚偽の届出をした場合 <u>、又は同条第3</u>	虚偽の届出をした場合
項若しくは第4項の規定により被保険者証	
の返還を求められて、これに応じない場合	
においては、その者に対し、10万円以下の	においては、その者に対し、10万円以下の
過料を科する。	過料を科する。
以下 略	以下 略